

令和 4 年 7 月 27 日

お客様各位

釧路信用組合

組合員優遇サービスのご案内

「他金融機関ATM利用手数料返戻サービスの開始について」

日頃より、釧路信用組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合において、組合員の皆さま限定の新たな優遇サービスを開始いたします。

従来、他金融機関ATMを利用し入出金をした場合、ATM利用手数料がかかっておりましたが、組合員さまであれば、申し込み不要で、月に5回までの入出金手続き分のATM利用手数料を翌月普通預金口座（総合口座含む）へお戻しいたします。なお、入金もしくは出金が可能な他金融機関ATMなど、詳細につきましては下記をご覧ください。

当組合は、地域密着型の金融機関として、今後ともお客様のニーズに沿ったご案内ができるよう努めてまいります。

記

1. 他行ATM利用手数料返戻サービス開始について

令和4年9月1日（木）ご利用分からサービスを適用いたします。

〔 初回返戻日：令和4年10月20日に9月利用分（最大5回まで）をご利用口座へ
戻し入れいたします。 〕

2. 本サービスの概要について

ATM利用手数料	入出金手数料	返戻サービス適用回数	返戻日
	他金融機関のATM利用 手数料に準ずる*	月5回まで (1日～月末)	翌月20日 (休業日の場合は翌営業日)
本サービスをご利用 できるお客さま	釧路信用組合の組合員（出資金*に加入しているお客さま）		
取扱い可能なATM	全国の信用組合、信金、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニATM等にて利用いただけます。 ※一部ATMでは、他金融機関発行のカードによる現金入金に対応しておりません。		

※ATM利用時は手数料がかかりますのでご了承ください。

※出資金は、1口500円から加入いただけます。

以上